

## 【報告 2】

### (2) 首里城復興基金（寄附金）活用の取組（国との協議） 状況

# 首里城復興基金(寄附金)活用の取組(国との協議)状況

沖縄県首里城復興基金への寄附金は、令和3年度末時点で約55億円が寄せられており、正殿の木材、瓦、屋外彫刻、室内装飾等に活用することが決定している。

沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針 第1・第2より

基金は、一日も早い首里城火災からの復興を願う国外を含めた県内外からの寄附金によって積み立てられていることから、県民はもとより県内外の人びとの想いを尊重し、焼失した首里城の城郭内の施設等の復元に活用する。

活用に関する方針 第2より

## 首里城正殿の復元まで (第1フェーズ)

令和4年3月31日時点

※寄附金 総額  
約55.2億円  
【約24億円】

【】内は県で想定した  
概算見込み額

### (1)正殿の木材調達に関する事業

○大径材(柱・梁・桁などの軸組に使用)の一部

→令和2年9月 国と覚書締結 令和3年7月に国と調達範囲を協議し事業開始

○大径材を除く造作材(壁、天井、床などに使用)のうち県産材・化粧材

→令和3年7月 国と覚書締結 令和4年7月頃に国と調達範囲を協議し事業開始予定

### (2)正殿の赤瓦調達に関する事業

→令和2年12月 国と覚書締結 令和3年度 試作開始 令和4年度以降に国と協議予定

### (3)大龍柱等の石彫刻、唐破風妻飾等の木彫刻及び龍頭棟飾等の焼物など、屋外彫刻の復元に関する事業

○石彫刻(大龍柱等)・木彫刻(唐破風妻飾等)

→令和3年7月 国と覚書締結 令和4年7月頃に国と調達範囲を協議し事業開始予定

○焼物(龍頭棟飾等)

→令和3年7月 国と覚書締結 令和4年度以降に国と調達範囲を協議し事業開始予定

### (4)扁額などの室内装飾の復元に関する事業

○扁額 →令和3年3月 国と協議同意 令和3年度 事業開始

○扁額以外→令和3年7月 国と覚書締結 令和4年7月以降に国と協議し事業開始予定

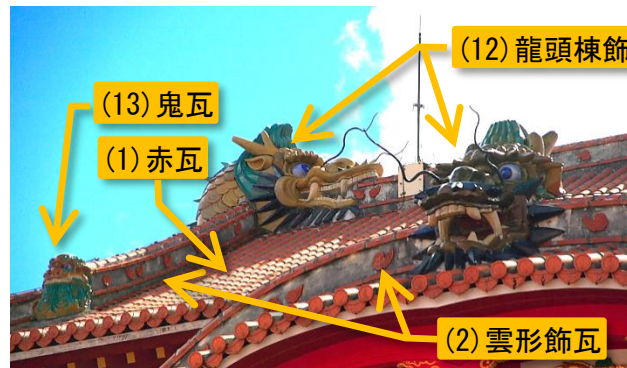
## 正殿復元後 (第2フェーズ)

(5)～中略～北殿及び南殿  
等の復元に関する事業

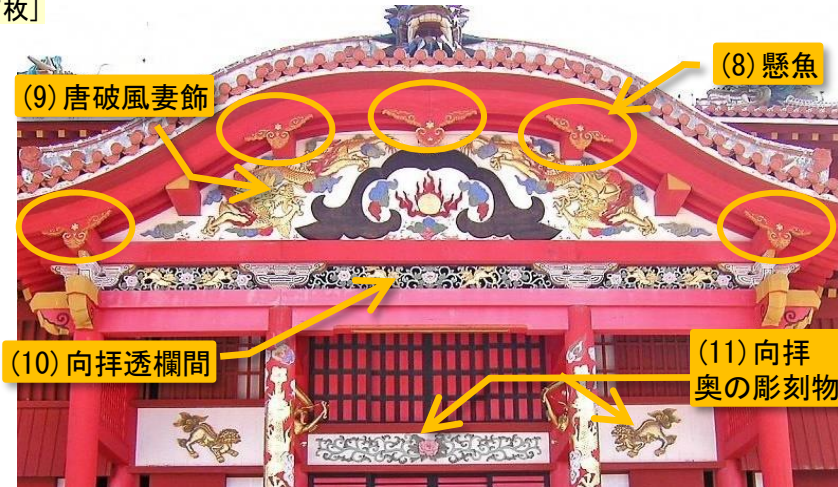
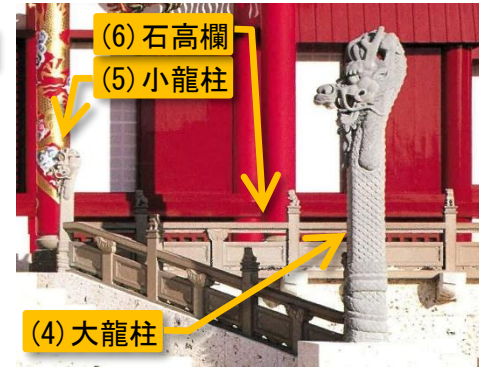
# 首里城復興基金(寄附金)の正殿への主な活用事業(予定含む)

部位	種類	名称
木材	- 大径材	柱材(国産ヒノキ) 向拝柱材(イヌマキ) 小屋丸太梁材
	- 大径材以外	角材(化粧材・県産材) 板材(壁・天井・床等)
赤瓦	(1) 赤瓦	瓦[正殿 約60,000枚] [金型・機材・環境整備]
	(2) 瓦類	雲形飾瓦[約280個] (くもがたかざりがわら)
屋外彫刻	(4) 石彫刻	大龍柱/台石
	(5) "	小龍柱
	(6) "	石高欄/持送石 (いしこうらん)
	(7) "	礎石[105個] 礎盤[4箇所×3段]
	- "	石階段
	(8) 木彫刻	懸魚(げぎょ)
	(9) "	唐破風妻飾 (からはふつまかざり)
	(10) "	向拝 透欄間 (こうはい すかしらんま)
	(11) "	向拝 奥の彫刻物 (こうはい )
	(12) 焼物	龍頭棟飾[3個+胴体] (りゅうとうむなかざり)
(13) "	鬼瓦[4個] (おにがわら)	
(14) "	磚瓦[約1,500枚] (せんがわら)	
室内装飾	(3) 漆芸	扁額[3点](へんがく) [共同作業場]
	(15) 布飾り	1階 御差床環珞 (うさすかようらく)
	(16) 造作・彩色	台御差床 (だいうさすか)
(17) 造作・彩色	御差床 (うさすか)	

【凡例】 青字：R3までに国と調達範囲を協議済  
赤字：R4.7頃に国と調達範囲を協議予定  
黒字：今後国と調達範囲を協議予定



正殿以外の赤瓦[約30万枚]



県で製作し首里城内で国へ引渡し(彩色や設置等の現場作業を含まない)



## 〈目的〉

ちゅうざんせいど しゅうずいきゅうよう えいそえいぜん

- 首里城火災で焼失した正殿の二階に掲げてあった扁額3枚（中山世土・輯瑞球陽・永祚瀛壖）の製作に向けた課題、検討事項の整理を行い、その仕様や製作方法等を取りまとめ設計に反映させるため、首里城扁額製作検討委員会を設置する。

## ■検討委員会

- ・有識者・専門家5名（歴史・漆芸など）

## ■設計業務

- ・業務期間：令和3年7月頃～令和4年3月

## ■製作

- ・令和3年度の設計業務にて、前回と仕様が大きく異なることが分かった。令和4年度は、試作を行い、構造や色味等の詳細な仕様の検討を行い、令和5年度から本製作を開始する。
- ・仕様が大きく異なることから、国の正殿工事完成までに扁額1枚の完成を目標とする。
- ・製作期間：令和5年度～8年度（予定）



## 〈検討結果〉

### ◎文字・落款

文字については、前回製作を踏襲しつつ、当該皇帝の文字事例を参考とし、原書作成を行う。落款については、令和4年度に事例調査を踏まえ検討を行う。

### ◎木工・彫刻

新たな知見より、額縁が木彫刻ということが分かった。また、一部にイヌマキ材が使用されていることが分かった。額縁の文様については、令和4年度に事例調査を行い、詳細を検討する。

きゅうしつ かしょく

### ◎髹漆・加飾

文字、額縁彫刻物は金薄磨とし、黄色塗りなどの詳細な色味については、令和4年度に試作を行い、詳細を検討する。

## 〈共同作業場の設置〉

平成の製作時と同様、共同作業場が必要となる。（扁額寸法は約350cm×150cmで、一般的な漆芸品より大きいいため）  
令和5年度より共同作業場の運用を予定している。

- ◎首里城公園内に設置することで、首里城来訪者への「見せる復興」や若手技術者等への「技術継承」を図る。

**見せる復興：**首里城来訪者に対し、城郭内での首里城正殿の復元過程の見学にあわせ、扁額の製作過程を見せる。

**技術継承：**隣接の県立芸大生等に対し、製作作業の主たる工程などを見たり参加しやすい場を提供し、技術継承に繋げる。

## ヒノキ

- 柱材は165本のうち92本は粗挽き製材を行い、倉庫で保管している。(含水率は、17.6~60.8%の範囲で、平均32.2%)
- 柱材の残り73本は、山林で葉枯らし中のものや木材市場から手配し、3月末までに倉庫で保管予定。



## イヌマキ



- 向拝柱用の7本は全て1月に収穫し、2月に6本は粗挽き製材を行っている。
- 樹皮付きのままの1本は、3月中はそのままの状態乾燥する予定。(含水率は、54.0~73.3%の範囲で、平均63.4%)



## オキナワウラジロガシ

- 小屋丸太梁用の3本は全て2月に収穫し、樹皮付きのまま倉庫で保管している。



- 年輪の計測は、切断してそのままの状態では困難なことから、学識者等と相談しながら、今後実施する予定。

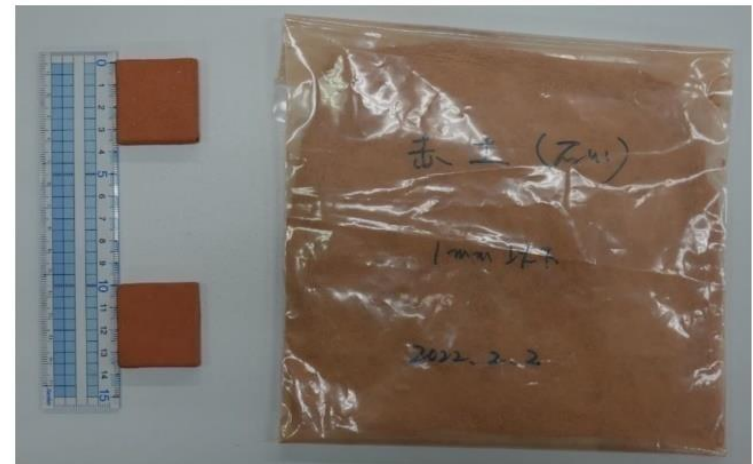


## 沖縄県工業技術センターによる首里城赤瓦の取組

- (1) 原土保管場所整備：県で令和3年度に整備済（R3.12月末に石嶺クチャの必要量を受入）
- (2) 原土確保：調達作業の役割分担を決めて、令和4年度の早期に正殿用分を確保したい。  
[クチャ]中南部を主体に民間開発を含めて調整しており、焼成試験等を引き続き実施予定。  
[赤土]中北部を主体に民間開発を含めて調整したところ、焼成試験で良好なものを確認。
- (3) シャモット化：令和3年度に破碎機選定のための試験破碎を実施したが、機材選定が困難。  
壺屋陶器事業協同組合の陶土製造用設備を使用できないか調整中。
- (4) 金型：令和3年度は、現在の赤瓦製造ラインや試作瓦の検討結果を関係者で確認したので、  
令和4年度は、構造が比較的単純な平瓦・丸瓦の金型製作の県内発注を予定。



原土保管場所整備状況(R3.12末時点)



焼成試験ピースと1mm破碎した赤土(うるま市石川)

## I. 現在の寄附金(首里城復興基金)へのご寄附について

- 令和4年度からは正殿の復元工事が始まり、首里城復興は一つの節目を迎えることから、令和4年3月31日を以て同寄附金の受入を終了とすることを決定いたしました。
- 火災直後から現在もなお、多くのご支援が沖縄県に寄せられ、復興の歩みを進める大きな力となっています。改めて、多くの皆さまの温かいご支援に心から御礼申し上げます。



R4.1.31首里城復旧・復興推進本部会議後  
に知事から発表

## II. 現在の寄附金(首里城復興基金)の活用先

- これまでに、首里城正殿の象徴的な木材、赤瓦、彫刻品、装飾品等の調達・制作費用に充てることが決定されています。(左下図)
- 令和4年3月31日までにお寄せいただいた寄附金は、引き続き「沖縄県首里城復興基金の活用に関する方針」に基づき、北殿・南殿等も含めた城郭内の施設の復元に活用させていただきます。(右下図)



### 【選定の考え方】

- 寄附者(来訪者)の皆様の目につきやすい「象徴部分」
- 県内に畜積・継承されている伝統技術の活用にあ資するよう、県産材または県内職人が関わる箇所



引き続き首里城を思う国内外の多くの皆様と連携・協働し、一体的に復興へ取り組むため、その「思い」の受け皿となる基金と寄付金を創設する。

1. 基金名称 **首里城未来基金** (正式名称：沖縄県首里城歴史文化継承基金)

2. 設置目的

**首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承**を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため

3. 活用方法

(1) 伝統的な建造物(これと一体として設置される物件を含む)の建造又は修繕に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成 ⇒ **伝統的な建築等の技術の人材育成による継承**

※例：宮大工等の伝統的建造物木工、彫刻、塗装、彩色等の技術者育成

(2) 歴史的又は文化的に重要な施設の整備その他歴史的風致の維持及び向上 ⇒ **古都首里の歴史的空間創出による継承**

※例：中城御殿等の歴史文化施設整備、城郭等の修復保全、歴史的景観形成の推進

※歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を指す